所定疾患施設医療費　算定条件

①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

・肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎の入所者に対して診断した入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等（肺炎、または尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）を行う。

※緊急時施設治療管理料を算定した日は算定しない。

②診断・診断日・投薬・検査・注射、処置の内容等を診療録に記載する。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定開始時は、治療内容等を記載すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の該当加算の算定情報を報告すること。

緊急時治療管理　算定条件

入所者の症状が重篤になり、救命救急医療は必要となる入所者に対し、応急的な治療管理として、投薬、注射、検査、処置等を行ったときに算定する。

※1回に連続する3日を限度とし、月に1回に限り算定する。

つくも				2021.4		2021.5		2021.6		2021.7		2021.8		2021.9		2021.10		2021.11		2021.12		2022.1		2022.2		2022.3	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
所定疾患施設療養費	尿路感染症	29	185	3	19	4	36	3	18	2	15	2	15	3	16	2	16	3	11	2	16	2	5	1	4	2	14
	肺炎など	5	35							2	15									1	3			1	7	1	10
	帯状疱疹																										
	蜂窩織炎																	1	2			1	7				
	合計	34	220	3	19	4	36	3	18	4	30	2	15	3	16	2	16	3	11	3	19	2	5	2	11	3	24
緊急時治療管理（入所）	呼吸不全など	14	15	2	2	3	4	1	1	1	1	2	2	2	2							2	2			1	1
	ショック	0	0																								
緊急時治療管理（ショート）	呼吸不全など	2	10					1	2	1	8																
	ショック	0	0																								